

配当金の口座受取りの制度を ご案内いたします

配当金を銀行口座で受取りたい

登録配当金受領口座方式 または 個別銘柄指定方式

【登録配当金受領口座方式】

ご所有の全ての銘柄の配当金を1つの銀行(※)口座でお受取りいただけますので、配当金をまとめて管理したい株主様に便利です。お取引の証券会社のうち1社にお申し出いただくことで、全ての銘柄の配当金を同一銀行口座でお受取りいただけます。

※ ゆうちょ銀行は、指定できません。

【個別銘柄指定方式】

株式をご所有の銘柄ごとに銀行口座を指定して、配当金をお受取りいただけます。

配当金を証券会社の口座で受取りたい

株式数比例配分方式

配当金を証券会社の口座で管理したい株主様に便利です。複数の証券会社で株式をご所有の場合でも、証券会社ごとのご所有株式数に応じて、配当金をそれぞれの証券会社の口座で按分してお受取りいただけます。お取引の証券会社のうち1社にお申し出いただくことで、株主様のご所有の全ての銘柄についてお手続きできます。

また、平成26年1月から開始した「NISA」少額投資非課税制度(※)において、配当金等を非課税とするには、本方式(株式数比例配分方式)を選択していただく必要があります。

ただし、ご所有の株式の一部が特別口座で管理されている場合、またはご所有の株式の一部が本方式を採用していない証券会社にご預託の場合には、本方式が適用されず、非課税とはなりませんのでご注意ください。

※「NISA」少額投資非課税制度とは

- NISA口座で購入した上場株式等の配当金及び売買益等が5年間非課税になる制度です。
- 非課税投資枠は、新規購入額で年間上限120万円(最大600万円)で未使用枠の翌年以降の繰り越しはできません。
- 本ご案内は平成28年1月時点の情報をもとに作成しております。税金に関する詳細につきましては、最寄の税務署、税理士等にお問合せください。

【お手続き・お問い合わせは…】

配当金の口座受取りに関するご相談は、お取引の
証券会社等(口座管理機関)にお申し出ください

※ お受取りいただいていない過去の配当金のお受取り方法については、裏面をご覧ください

